

6 大気環境関係データ

■概要

平成20年度における二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ベンゼン等の環境保全目標の達成状況等は次のとおりです。

(1) 二酸化窒素

初めて一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）の全ての測定局で、長期的評価による環境保全目標を達成しました。なお、年平均濃度については緩やかな減少傾向で推移しています。

(2) 浮遊粒子状物質

一般局及び自排局の全ての測定局で長期的評価による環境保全目標を達成しました。なお、年平均濃度については緩やかな減少傾向で推移しています。

(3) 光化学オキシダント・非メタン炭化水素

全ての測定局で環境保全目標を達成しませんでした。なお、光化学スモッグ注意報の発令回数は7回でした。

(4) 二酸化硫黄・一酸化炭素

全ての測定局で長期的評価による環境保全目標を達成しました。なお、年平均濃度については低い水準で横ばいに推移しています。

(5) ベンゼン等有害大気汚染物質

モニタリングを実施している有害大気汚染物質（19物質）のうち、環境保全目標が設定されているベンゼンは府域全34地点（道路沿道13地点、一般環境17地点、固定発生源周辺4地点）で、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンに関しては、府域全26地点で環境保全目標を達成しました。

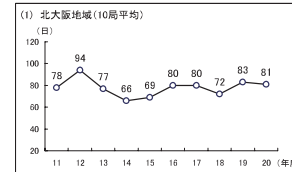
(6) アスベスト

全ての値において、検出下限値付近の濃度であり、問題になるレベルではないと考えられます。

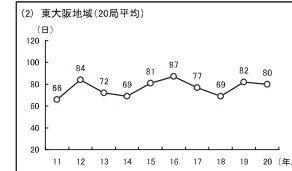
■光化学オキシダントデータ

6-1 昼間の光化学オキシダント濃度が0.06ppmを超えた日数の地域別状況と推移

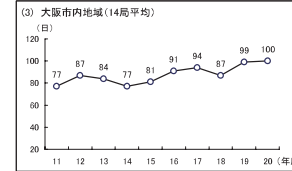
1.北大阪地域(10局)



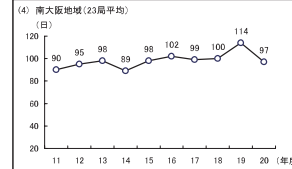
2.東大阪地域(20局)



3.大阪市内地域(14局)



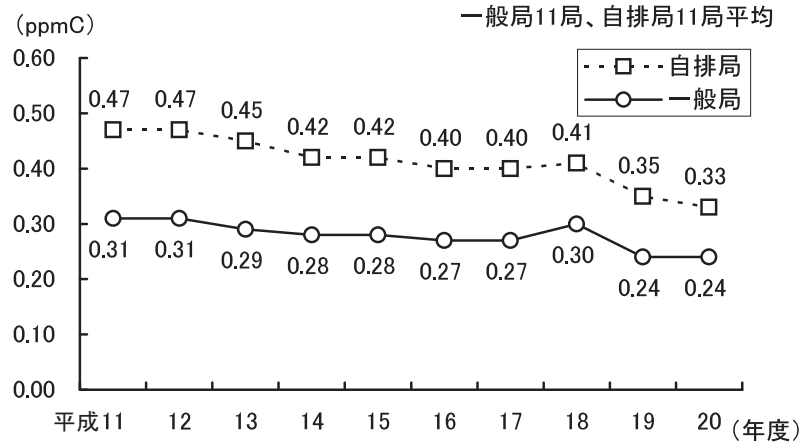
4.南大阪地域(23局)



6-2 光化学スモッグ予報・注意報の発令回数及び被害の訴え人数の推移

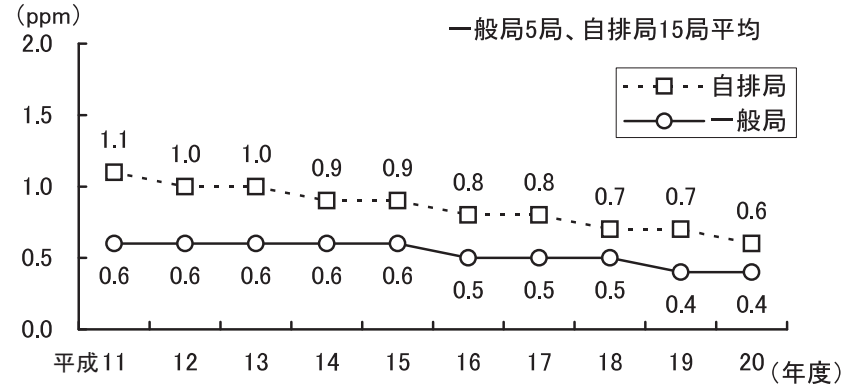
年 度	平成11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
予 報(回)	13	30	26	15	21	17	12	18	14	8
注意報(回)	11	23	20	11	14	10	10	17	11	7
被害の訴え(人)	161	55	2	4	0	0	41	0	0	0

6-3 非メタン炭化水素濃度の推移
(午前6時から午前9時の年平均値)



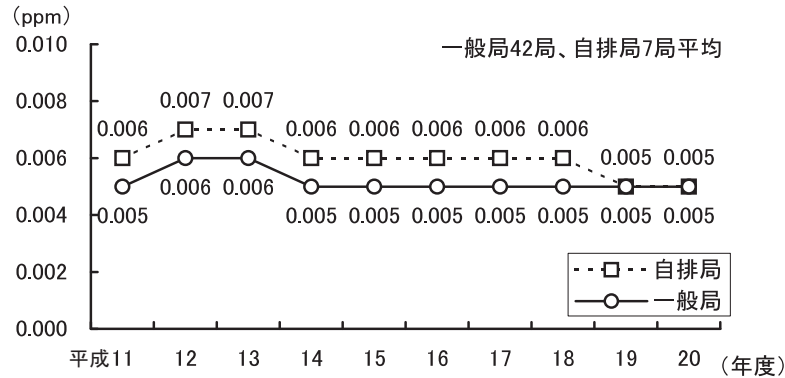
■一酸化炭素データ

6-5 一酸化炭素濃度の推移



■硫黄酸化物データ

6-4 二酸化硫黄濃度の推移



■有害大気汚染物質データ

6-6 ベンゼン等有害大気汚染物質の環境保全目標達成状況

項目		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
ベンゼン	道路沿道	4(11)	5(11)	7(13)	9(13)	8(13)	10(13)	12(13)	12(13)	13(13)	13(13)
	一般環境	11(12)	11(12)	12(14)	14(14)	14(14)	13(14)	15(15)	19(20)	15(15)	17(17)
	発生源周辺	4(4)	3(4)	2(4)	4(4)	4(4)	3(4)	3(3)	5(5)	4(4)	4(4)
トリクロロエチレン		20(20)	21(21)	22(22)	22(22)	22(22)	22(22)	22(22)	23(23)	23(23)	26(26)
テトラクロロエチレン		20(20)	21(21)	22(22)	22(22)	22(22)	22(22)	22(22)	23(23)	23(23)	26(26)
ジクロロメタン		—	—	20(20)	22(22)	22(22)	22(22)	22(22)	23(23)	23(23)	26(26)

(注1) 府及び政令市等の調査地点を対象としています。

(注2) 表中の数字は環境保全目標達成地点数を、()内数字は調査地点数を示します。

■アスベストデータ

6-7 アスベスト（石綿）環境調査結果（地域区分別）

（単位：本/L）

年度	調査地点			
	四條畷市	松原市	泉南市	阪南市
平成20年度	<0.057~<0.057 (<0.057)	<0.057~0.11 (0.063)	<0.057~<0.057 (<0.057)	<0.057~0.11 (0.063)

注) 上段の数値は、一地点につき2カ所、3日間測定した濃度の範囲、
下段()内数値は幾何平均値 本/Lです。

■排出抑制対策関係データ

6-8 法律及び府条例に基づくばい煙発生施設等の届出等の状況

(1) 大気汚染防止法

(平成20年度)

届出種類	ばい煙	揮発性有機化合物	一般粉じん	特定粉じん	合計
設置	191 (114)	3 (1)	9 (3)	0 (0)	203 (118)
使用	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
構造等変更	43 (26)	4 (0)	3 (1)	0 (0)	50 (27)
氏名等変更	—	—	—	—	521 (402)
使用廃止	172 (90)	3 (0)	7 (1)	0 (0)	182 (91)
承継	133 (112)	1 (0)	8 (4)	0 (0)	142 (116)
排出等作業	—	—	—	645 (485)	645 (485)
合計	540 (343)	12 (1)	27 (9)	645 (485)	1745 (1240)

注) () 内は政令市における届出件数で内数である。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法

(平成20年度)

届出種類	区分	大気基準適用施設
設置		4 (2)
使用		0 (0)
構造等変更		16 (14)
氏名等変更		37 (26)
使用廃止		13 (7)
承継		1 (0)
合計		71 (49)

注) () 内は政令市における届出件数であり内数である。

(3) 府生活環境の保全等に関する条例

(平成20年度)

届出種類	ばい煙		揮発性有機化合物		一般粉じん	特定粉じん	合計
	ばいじん	有害物質	届出施設	届出工場等			
設置	21 (8)	69 (38)	73 (29)	1 (1)	159 (77)	5 (2)	306 (153)
使用	1 (1)	121 (80)	7 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	127 (81)
構造等変更	3 (2)	47 (24)	29 (14)	8 (8)	15 (0)	2 (0)	99 (47)
氏名等変更	—	—	—	—	—	—	194 (107)
使用廃止	18 (5)	49 (23)	86 (36)	10 (10)	86 (24)	21 (5)	210 (78)
承継	4 (2)	16 (4)	37 (19)	2 (2)	23 (5)	1 (0)	59 (21)
排出等作業	—	—	—	—	—	84 (65)	84 (65)
合計	47 (18)	302 (169)	232 (100)	22 (22)	283 (106)	113 (72)	1079 (552)

注) 1 () 内は政令市における届出件数で内数である。

2 複数の区分に係る届出があるので、各区分を加算した値と「合計」欄の値とは一致しない。

6-9 立入検査・試料採取状況

(1) 立入検査

(平成20年度)

区分	工場・事業場数
規制基準の遵守状況の点検	2483 (1819)
中小企業融資審査	0 (0)
合計	2483 (1819)

注) 1 工場・事業場数は延べ数である。

2 () 内は政令市における件数で内数である。

(2) 試料採取

(平成20年度)

区分		試料数	
原燃料	硫黄分	12 (3)	
	塗料・インキの溶剤含有率	6 (0)	
ばい煙	硫黄酸化物	6 (6)	
	ばいじん	有害物質	17 (14)
		窒素酸化物	14 (9)
	その他	20 (14)	
揮発性有機化合物		4 (4)	
粉じん	一般粉じん	0 (0)	
	特定粉じん	148 (148)	
	特定粉じん(排出等作業)	43 (25)	
ダイオキシン類(排出ガス)		19 (13)	
合計		289 (236)	

注) 1 () 内は政令市における件数で内数である。

2 特定粉じん(排出等作業)の件数は試料採取した排出等作業の数である。